

特別支援教育の広がりに期待する

いよいよ特別支援教育が制度として本格的にスタートする平成19年度が迫ってきた。

この特別支援教育は、平成14年に文部科学省が「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国調査」を行い、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が6.3%であるということが明らかになり、全国的に様々な取組が推進されることとなった。この数値に関してはいろいろ議論もあるが、このような児童生徒が40人の学級では2～3人、30人の学級では1～2人在籍している可能性がある。即ち、特別な教育的支援を必要とする児童生徒がどの学級にも在籍しているということである。

このことは、従来の特殊教育（障害児教育）が、養護学校や障害児学級を中心に実施されてきたことに対して、通常の学級においても特別な教育的支援が必要であることを示唆している。そこで文部科学省は、平成15年3月「障害の程度に応じ特別の場で指導を行う特殊教育から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換を図る」という方針を示した。そして、第164回国会において「学校教育法の一部改正法律案」を提出している。

京都府でも、従来の盲・聾・養護学校や障害児学級での知的障害児や肢体不自由児の教育などに加えて、発達障害児（LDやADHD、高機能自閉症等）を視野に入れた教育を推進するため、5年前から「LD事業」、「特別支援教育推進体制モデル事業」それに続く「特別支援教育体制推進事業」の実施によって準備を進めてきた。その取組については、「LD、ADHD、高機能自閉症ガイド」「特別支援教育体制推進ガイド」を配付しているところであるが、本年度はさらに府内全域の特別支援教育の実践に益するものとして、本冊子を発刊することとした。

具体的な内容は、『子どもと直に接する教職員にとって、対応のポイント、相談手順などをわかりやすくまとめたものであること。同時に保護者にとっても参考となる内容であること。』と考え、今年度の事業を中心にまとめた。

構成は、第1部「集団で支援する際の具体的な指導・支援のポイント」第2部「体制として支援するために」第3部「関係機関・保護者との連携を進めるために」及び「参考資料」である。

本冊子が、子ども達に直接かかわる教職員や保護者だけでなく、広く一般の人々にも読まれ、特別支援教育の理解の一助になれば幸いである。

特別支援教育体制推進事業調査研究運営会議

委員長 友久久雄